

**PRESS RELEASE**

報道関係者各位

令和7年9月1日
社会福祉法人佐賀県共同募金会 担当 馬場
佐賀市天神一丁目4番15号 TEL 0952-23-4996
E-mail akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp

令和7年8月豪雨災害義援金（鹿児島県）の受付開始について

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨により、鹿児島県内各地に多くの被害が発生し、同県内4市（薩摩川内市、曾於市、霧島市、始良市）に、災害救助法が適用されました。

鹿児島県共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を開始されたことに伴い、佐賀県共同募金会（会長：陣内芳博）においても同義援金の受付を行います。

本会、市町支会（市町社会福祉協議会）で受け付けた義援金は、本会にて取りまとめのうえ、鹿児島県共同募金会に送金いたします。

記

1. 義援金名称 令和7年8月豪雨災害義援金（鹿児島県）

2. 受付期間 令和7年9月1日（月）から令和7年12月26日（金）まで

3. 義援金の受付方法について**(1) 直接、義援金を持参される場合**

佐賀県共同募金会事務局のほか、市町支会（市町社会福祉協議会）20か所で受け付けます。

(2) 金融機関で送金される場合

下記の指定口座に送金してください。

○本会（佐賀県共同募金会）義援金受入口座による受け入れ

金融機関	支店名	口座番号	加入者・名義
佐賀銀行	県庁支店	（普）3066603	社会福祉法人 佐賀県共同募金会

佐賀銀行の本店・支店すべての窓口を設置される専用振込票を使用し、佐賀銀行窓口から送金する場合は手数料が無料になります。

（裏面につづく）

○直接鹿児島県共同募金会へ送金を希望の場合

【指定口座による受け入れ】

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
鹿児島銀行	県庁支店	(普) 3046999	福)鹿児島県共同募金会
南日本銀行	県庁支店	(普) 1157443	
ゆうちょ銀行	00910-4-335962		鹿児島県共募令和7年8月 豪雨災害義援金(鹿児島県)

※1 上記窓口からの送金手数料は無料扱いになります。(ATMを除く)

※2 上記以外の金融機関からの振込や、ATM、インターネットバンキング等を利用する場合、振込手数料がかかりますのでご注意ください。

4. 現金書留による義援金の送付(準備中)

5. 義援金の配分について

本会に寄せられた義援金は、全額鹿児島県共同募金会へ送金し、鹿児島県、日本赤十字社鹿児島県支部、鹿児島県共同募金会等で構成される義援金配分委員会において配分が決定され、被災地の市町村を通じて、被災者へ配分される予定です。

6. 義援金の税制上の優遇措置について

- ・この義援金は、税制上の優遇措置を受けることができます。
- ・鹿児島県共同募金会の指定口座へお振込みいただいた場合は、金融機関で受け取る振込金受領証等と別添募集要綱を添えて税務署へご提出いただくと寄附金控除申請の際にご利用いただけます。
 - *別添募集要綱については、
鹿児島県共同募金会 HP (<https://akaihane-kagoshima.jp/>)
からも取得できます。
- ・佐賀県共同募金会受入口座にお振込みいただき、税制上の優遇措置の領収書を希望される場合、鹿児島県共同募金会で発行する領収書が必要となりますので、本会または市町支会(社会福祉協議会)までご相談ください。
[該当する税制優遇措置]
- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

7. その他

災害義援金のみの受入れとし、救援物資・物品の取り扱いは行われません。

(問い合わせ先) 社会福祉法人佐賀県共同募金会

〒840-0815 佐賀市天神一丁目4番15号 / TEL 0952-23-4996